東京大学未来ビジョン研究センター
「人権・民主主義・法の支配」に基づくAI条約を目指して：欧州評議会における起草交渉の現在

欧州評議会のミッションと CAHAIの設立

元在ストラスブール日本国総領事館
小島秀亮・齋藤千紘

目次

1. 欧州評議会について
    - 概要と活動理念（3つの柱）
    - 成り立ち：歴史と仕組み
    - EUとの違い
    - 欧州評議会の成果と活動
2. CAHAIについて
    - AIをめぐる議論のはじまり
    - CAHAIの概要
    - CAHAIの活動・到達点
    - CAHAIと日本

概要と活動理念

COUNCIL OF EUROPE　CONSEIL DE L'EUROPE

- 1949年に設立。
- 本部：フランス・ストラスブール
- 人権、民主主義、法の支配の保護・推進

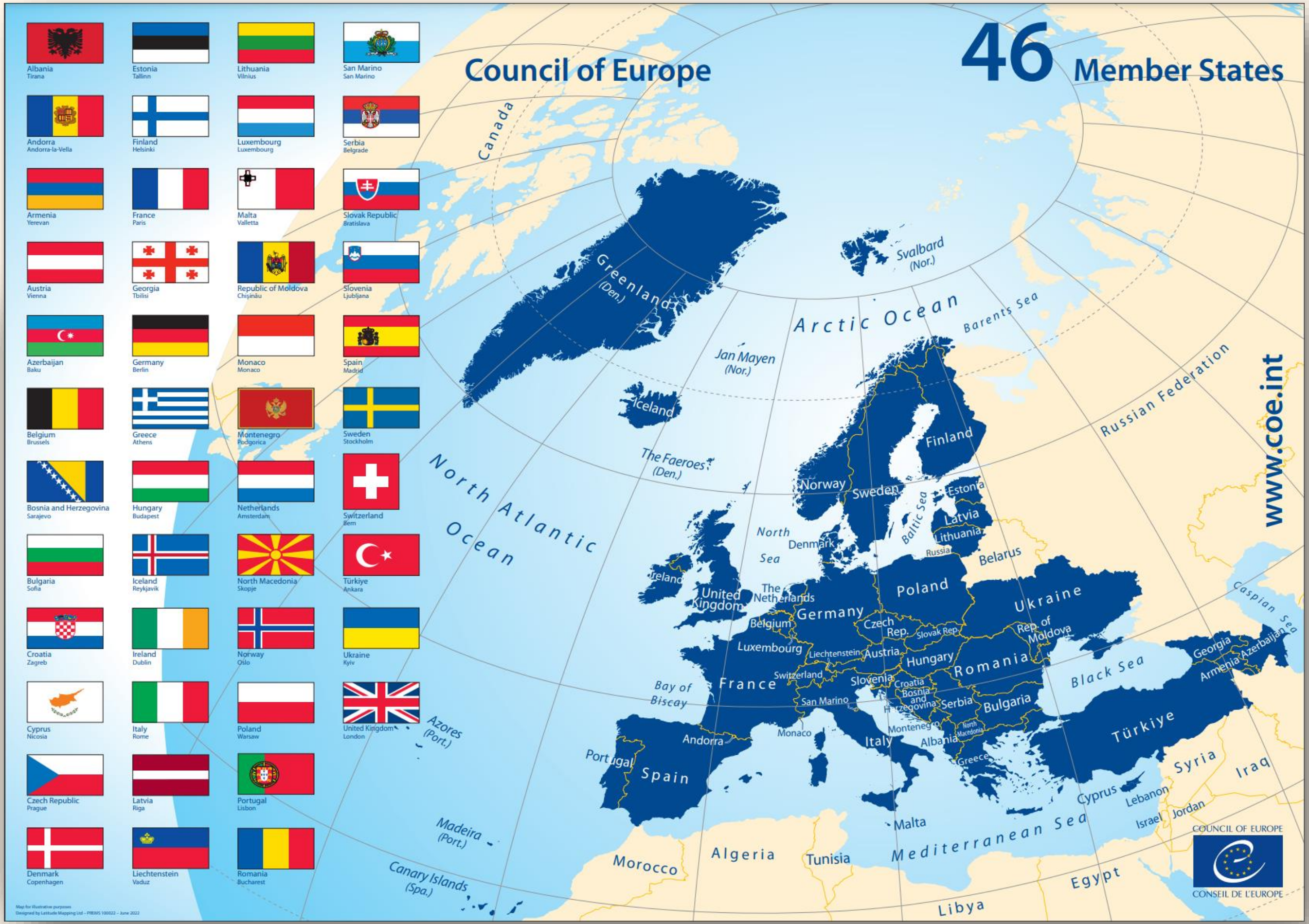

成り立ちと仕組み

- チャーチルが1946年、「欧州評議会」の設立を提唱。
- 欧州統合運動の活発化→欧州議員会議の設立、人権憲章の制定、人権裁判所の設立
- 1949年5月5日、ロンドン条約調印。同年8月、第1回閣僚委員会開催（初期加盟国10カ国）。

成り立ちと仕組み

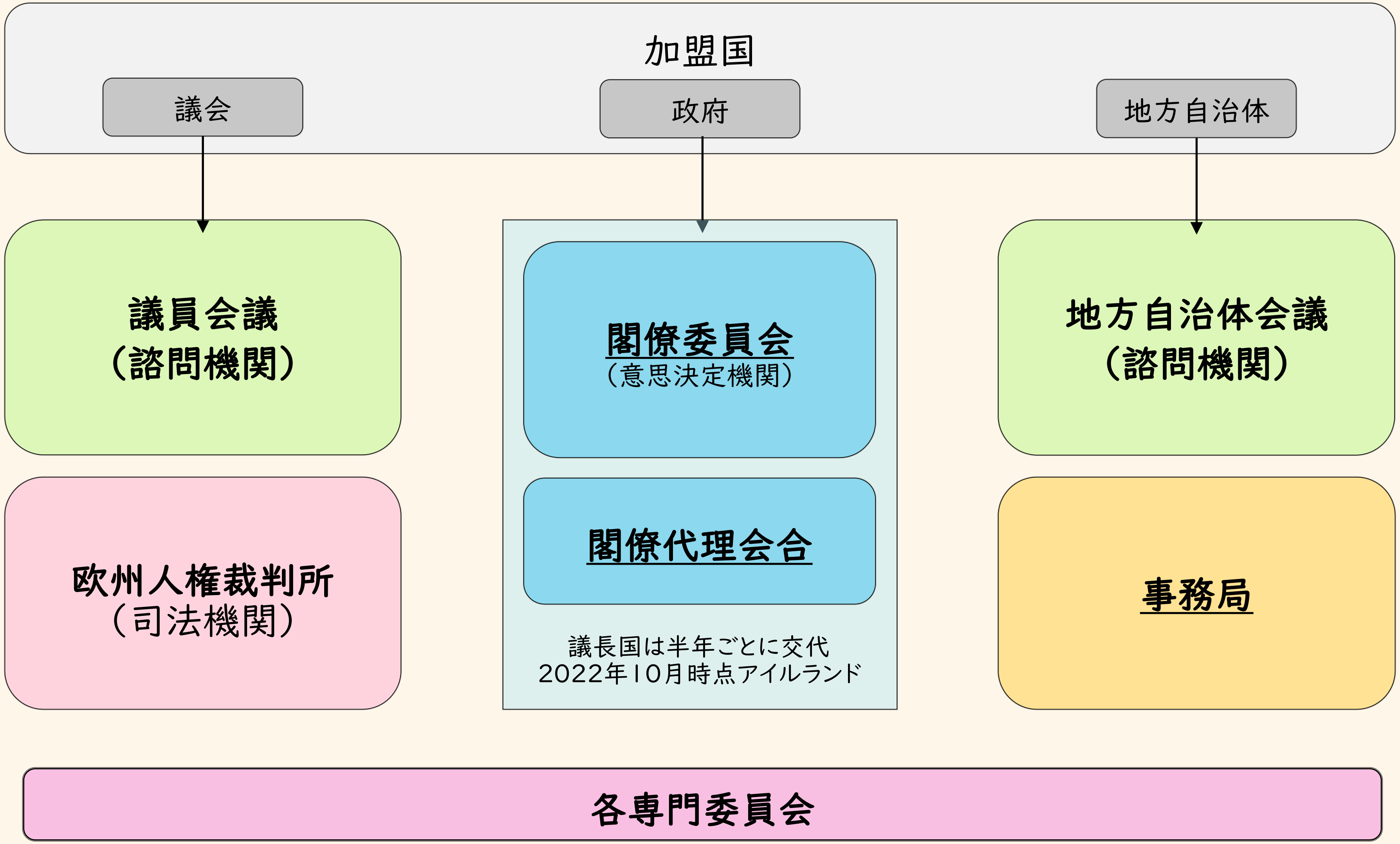
加盟国
議会
政府
地方自治体
議員会議
（諮問機関）
閣僚委員会
（意思決定機関）
地方自治体会議
（諮問機関）
閣僚代理会合
欧州人権裁判所
（司法機関）
議長国は半年ごとに交代
2022年10月時点アイルランド
事務局
各専門委員会

EUとの違い

	欧州評議会 Council of Europe	欧州連合 European Union
本部	フランス・ストラスブール	ベルギー・ブリュッセル
設立年・文書	1949年　ロンドン条約	1993年　マーストリヒト条約
加盟国	46か国	27か国
分野	人権、民主主義、法の支配	経済通貨同盟、共通外交・安全保障政策 警察・刑事司法協力
意思決定機関	閣僚委員会	欧州理事会
司法機関	欧州人権裁判所	欧州司法裁判所

欧州評議会の成果と活動

- 主な活動内容
  - 欧州における基本的人権の保護：
    - 欧州人権条約、欧州人権裁判所、条約モニタリング
  - 民主化・人権分野での協力：
    - 選挙監視ミッション、憲法等基本法の立法・改正支援
  - 多国間条約の作成：224本の多数国間条約を作成。
    - サイバー犯罪条約
    - イスタンブール条約（女性に対する暴力の禁止）
    - ランサローテ条約（子どもへの性的虐待の禁止）
    - データ保護条約（Convention108）

2022/5/12
署名開放

AIをめぐる議論のはじまり

Council of Europe and Artificial Intelligence (coe.int)

2017年4月	**議員会議**が「技術の集中：AIと人権」と題する勧告を採択 人権保障に配慮したAI及びインターネットガバナンスの世界的な基準共有の必要性について指摘。閣僚委員会・閣僚代理会合に対して対応を促す。
2017年10月	**閣僚委員会・閣僚代理会合**が議員会議の勧告に応答。 データ保護条約の改訂その他関連するいくつかの条約体での議論を行う旨回答。
2018年7月	**人権コミッショナー**が、「AI時代における人権の保護」と題するコメントを発表
2019年1月	閣僚委員会議長国フィンランドの主催により、 **ハイレベル会合**「AIの発展が人権・民主主義・法の支配に与える影響」を開催。
2019年5月	**閣僚委員会**においてAIに関するアドホック会合の発足を合意
2019年9月	AIに関するアドホック会合（CAHAI）設立。

※2018年12月：司法効率化委員会（CEPEJ）が司法におけるAIの利用に関する倫理原則を採択
司法システム及びその環境におけるAIの使用に関する欧州倫理憲章
（ES250132_PREMS 005419 GBR 2013 charte ethique CEPEJ WEB A5.pdf (coe.int)）

CAHAIの概要

Council of Europe and Artificial Intelligence (coe.int)

CAHAI：Ad hoc Committee on Artificial Intelligence

【権能】 広範な多業種間協議に基づき、**人権、民主主義、法の支配の分野における欧州評議会基準に適うAI**の開発、設計、適用のための法的枠組みの実現可能性と、法的枠組みに含まれ得る要素の検討

【期間】 2021年12月末まで

委員会の構成	○ メンバー国：CoE加盟47か国＋EU（※ロシア脱退前） ○ オブザーバー国：CoEオブザーバー5か国（日本含む）＋イスラエル（2020年7月～） } 法務省・情報通信系の省庁の職員 ※法律家や、法と情報技術に関する研究者等の専門家も関与 ○ CoEのその他の機関代表 ○ 他の国際機関代表 …EU、国連（特にユネスコ）、OECD、OSCE等 ○ その他オブザーバーの地位を付与された団体 　○ 民間部門代表（IBM、Microsoft等の企業） 　○ その他市民社会代表・研究機関等 　…NPOやNGO（Access Now、ALLAI、Human Rights Watch等）、弁護士会その他

CAHAIの活動

政策形成グループ|CAHAI-PDG
Policy Development

法的枠組みグループ|CAHAI-LFG
Legal Frameworks

意見聴取とアウトリーチグループ|CAHAI-COG
Consultations and Outreach

成果文書	○ **実現可能性文書**（feasibility study、2020年12月採択） https://rm.coe.int/cahai-2020-23-final-eng-feasibility-study-/1680a0c6da ○ **多業種間意見聴取**（multi-stakeholders consultation、2021年4～5月実施） https://www.coe.int/en/web/artificial-intelligence/cahai-multi-stakeholder-consultation ○ **要素文書***（Possible elements of a legal framework on artificial intelligence, based on the Council of Europe's standards on human rights, democracy and the rule of law、2021年12月採択） https://rm.coe.int/cahai-2021-09rev-elements/1680a6d90d
その他活動	○ **ウェビナーシリーズ "AI and Law"** https://www.coe.int/en/web/artificial-intelligence/webinars ○ **出版物 "Towards Regulations of AI Systems"** https://rm.coe.int/prems-107320-gbr-2018-compli-cahai-couv-texte-a4-bat-web/1680a0c17a

*人権、民主主義及び法の支配に関する欧州評議会基準に基づく人工知能についての法的枠組みにおける考え得る要素

【参考】ハイリスクなAIの使用例①

Ⅰ. 人権への影響（実現可能性文書（FS）第22項～）

人権条約, 欧州社会憲章条文	保障されるべき人権	AIに関連する例
人権条約 第5条、6条、7条、13条	自由と安全 公正な裁判 法によらない処罰の禁止等	• 司法や法執行における利用（再犯予測等）
人権条約第8条	私生活及び家族の生活を尊重される権利	• 生体情報の追跡 • 個人のプロファイリング、生体認証
人権条約第10条、11条	表現の自由、集会・結社の自由	• 特定の個人の監視・追跡 • SNS等やニュースのコンテンツ・モデレーション • ディープフェイク
人権条約第14条 第12議定書	平等と差別の禁止	最も多く報告あり • AIによる差別の再生産 • 意思決定プロセスの透明性確保や報告・監査の必要性
欧州社会憲章 第2条、3条、5条、11条 12条、13条	社会的・経済的権利	• 労働者の監視・追跡 • 社会保障の決定 • ヘルスケアや医療支援の提供の決定

【参考】ハイリスクなAIの使用例②

2. 民主主義への影響（FS第34項～）

- AIを利用した不適切な有権者への影響力行使

  → 例：フェイクニュース、マイクロターゲティング、ディスインフォメーション・キャンペーン

  ※ 選挙への影響：ベニス委員会（法による民主主義のための欧州委員会）2020年12月採択

  「選挙手続におけるデジタル技術の基本的権利にそぐう利用のための原則」（Principles for a fundamental rights-compliant use of digital technologies in electoral processes）default.aspx (coe.int)

- 一部の民間企業（ビッグテック等）への依存

  → 民主主義国家としての官民の利益と責任の境界が曖昧となる可能性

- AIを利用した国家による市民のコントロール→ 自動フィルタリング、監視

3. 法の支配への影響（FS第39項～）

- 裁判所等の法的機関におけるAIの利用

  → 自動的かつ定量的な判断の恐れ

  ※司法システム及びその環境におけるAIの使用に関する欧州倫理憲章（CEPEJ）

CAHAIの到達点①

要素文書＝新たな欧州評議会AI条約の起草作業に向けた基本方針

【全般的アプローチ（要素文書パラ4－8）**】**

- 枠組み条約：拘束力を有する分野横断的な法的文書を策定、各分野については追加の法的文書で対応
- リスクベースアプローチ（risk-based approach）（AI技術により生じうる人権、民主主義、法の支配に係るリスクを予防・低減し、有益なAI利用を促進）
- 国防関連事項は対象外、デュアルユースについては要検討
- 非CoE加盟国の条約起草作業への参加を促進、既存／策定中の国際的法枠組との協調性を確保

- **定義**：少なくとも、AIシステム、ライフサイクル、AIプロバイダー、AI使用者、AI対象者、不法な被害につき定義（パラ13 ）
- **基本原則**：官民問わず、AIシステムの設計、開発、使用につき基本原則を設定
- **リスク・影響評価**

・AIシステム使用例のリスクを「低」、「高」、「許容不可」に分類（パラ18-21）許容不可：集団的監視、ソーシャルスコアリング等

・リスクの程度に基づく対応（risk-based approach）。「許容不可」の場合、安全性確認されるまで使用禁止等（同上）

・リスク・影響評価を担当する機関を各締約国に設置（パラ43）

- **条約履行支援・モニタリング**

・条約履行支援・監督のため締約国委員会を設置（パラ44）

CAHAIの到達点②

- **AIライフサイクル（設計、開発、使用）における基本原則**（要素文書パラ23-34）

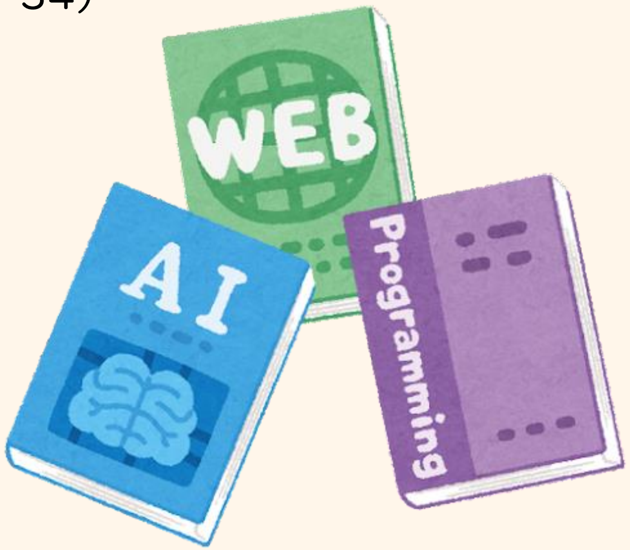

・**自由な研究・開発、イノベーション、多様な利害関係者への配慮**
設計、開発、研究は、安全・安心に適切に配慮した上で、自由に実施
規制サンドボックスの採用
多様な利害関係者の関与に向けた公的な議論促進

・**平等・非差別、データガバナンス**
不当なバイアスの防止やジェンダー平等、子どもを含む弱者の権利の保障
欧州評議会データ保護条約に基づくプライバシー・生体情報等の保護

・**AIシステムに係る諸要件**
透明性、説明可能性、説明責任、監査可能性、堅牢性、安全性、サイバーセキュリティ、人間による監督、持続可能性

・**公共分野での使用に関する一般原則**
法執行機関、司法の運営、行政分野が重点。実効的救済へのアクセスや人間によるレビューに係る権利と義務を保障

- **権利保護措置**（要素文書パラ40-41）

実効的補償、意思決定をするAIシステムの情報提供、AIに代わる人間の対応を選択する権利等の保障
内部告発者の保護

CAHAIと日本

- 当時の議論の中心：法的拘束力のある文書か、ない文書か

  ※ロシアを交えた議論 cf.サイバー犯罪条約

- 「欧州型」アプローチ??日本の立ち位置は? Key Word:「人間中心のAI」、「Society5.0」

【出典】
・在ストラスブール日本国総領事館 CoEオブザーバー加盟25周年特設HP
→リンク